

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の経緯等

国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度が整備されてきました。

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、市町村に対して市町村障害福祉計画、都道府県に対して都道府県障害福祉計画の策定を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

また、平成25年度に障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）に改正されました。平成30年度には児童福祉法の一部改正により、市町村に対して市町村障害児福祉計画、都道府県に対して都道府県障害児福祉計画の作成を義務付け、障害児通所支援（市町村で実施）及び障害児入所支援（都道府県で実施）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されています。

2. 計画の位置づけと計画期間

中城村第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

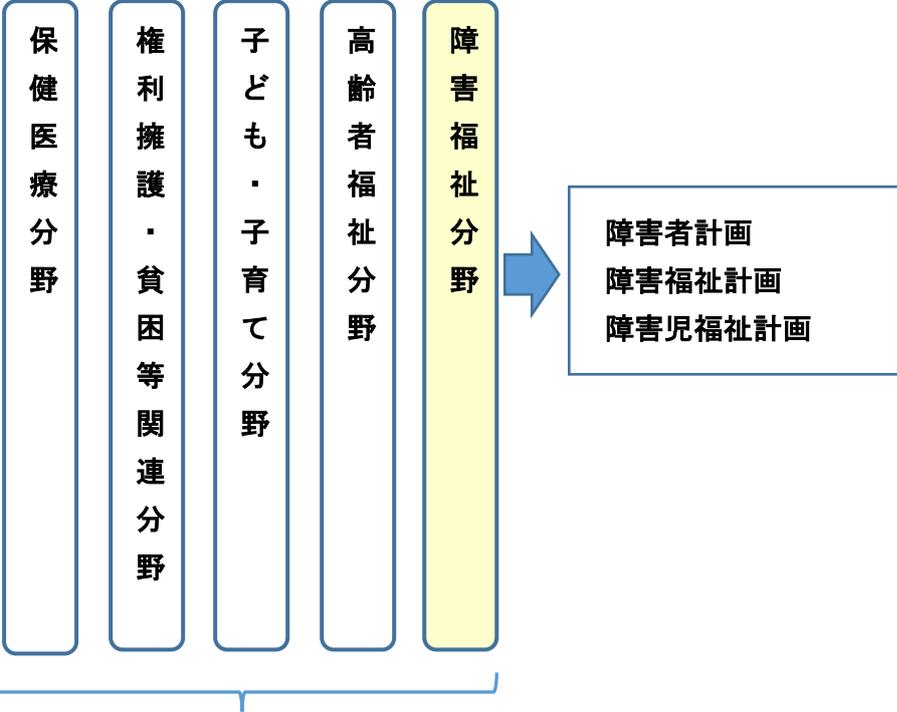
各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み及び確保のための方策を定めるもので、3年を計画期間とし、3年毎に見直しを行います。

なお、本計画は、本村における最上位計画である「中城村第4次総合計画」との整合性を図り、その他の関連計画との整合を図りながら策定しています。

平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

中城村第4次総合計画（村の最上位計画）

中城村地域福祉推進計画



保健・福祉分野の個別計画

3. 計画の対象者

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害及び難病等を有する方が対象となります。

障害者（18歳以上）

- 身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」
- 知的障害者福祉法にいう「知的障害者」
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の者（発達障害者を含む）

障害児（18歳未満）

- 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

難病等

- 障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方針が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である18歳以上の者